

休業要請範囲の緩和

【Stage 3】

■休業要請対象業種（19業種（3つの密が重なりやすい業種））

種類	業種
遊興施設等	キャバレー※、ナイトクラブ※、ダンスホール※、スナック※、バー※、ダーツバー※、パブ※、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、カラオケボックス、ライブハウス ※ 接客において、概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る
運動・遊技施設	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター

【Stage 2】

■休業要請対象業種（10業種（濃厚接触が避けられない、感染経路がたどりにくい業種））

種類	業種
遊興施設等	キャバレー※ ¹ 、ナイトクラブ※ ¹ 、ダンスホール※ ¹ 、スナック※ ¹ 、バー※ ¹ 、パブ※ ¹ 、カラオケボックス※ ² 、性風俗店、デリヘル、ライブハウス ※ ¹ 接客において、概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る ※ ² 概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る（少人数（1～3人）や家族等での利用は可とする）

【Stage 1】

■全ての業種で休業要請を解除（ただし県及び業界団体のガイドラインを遵守）